

由仁町農業資材等高騰対応緊急支援金

のお知らせ

新型コロナウイルス感染症及び世界情勢の急激な変化の影響による燃油価格、肥料をはじめとした生産資材価格の高騰等により、農業経営が圧迫されている農業経営体に、営農の継続を緊急的に支援するため支援金を交付します。

◆交付額は、1 農業経営体につき 10万円です

申 請 期 間

令和5年1月11日(水) ~ 1月13日(金)

	1月11日(水)	1月12日(木)	1月13日(金)
午前(9:30~12:00)	山形・伏見・古川	中三川・川端	西三川・熊本
午後(13:30~16:00)	下古山・山桝・古山	東三川・本三川	岩内

- ※新型コロナウイルス感染防止のため、地区ごとに日程をわけて受付を行います。
- ※日程等の都合がつかない方は、事前に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

申 請 場 所

• 由仁町役場 1階会議室

◆交付対象者

主たる営農地が由仁町で、次のいずれかに該当する者

- ①由仁町に住民票がある「個人の認定農業者」、「認定新規就農者」
- ②町内に本店又は主たる事務所を有する「農地所有適格法人」
- ③由仁町に住民票がある「販売農家」

◆交付要件

次のいずれにも該当する者

- ①申請時に営農しており、今後も由仁町で営農を継続する意思があること。
- ② 令和3年又は令和4年分の農産物販売金額が<u>年間50万円以上あること。</u>

申請時にお持ちいただく物

・ 令和3年又は令和4年分の農産物の販売金額がわかる書類

(所得税青色申告決算書、収支内訳書、法人では決算報告書の損益計算書など)

- ・振込先口座の通帳の写し(クミカン口座を希望する場合は口座番号がわかるもの)
- 印鑑

≪問い合わせ先≫

〒069-1292 由仁町新光 200 番地

由仁町役場 産業振興課農政担当 ☎ 0123-83-2114